京都大学医学部附属病院諸料金規程(昭和四十年達示第二号)の一部を次のように改正する。

る省令(平成十六年文部科学省令第十六号)第十二条」に改める。 第一条中「国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)第十一条」を「国立大学等の授業料その他の費用に関す

別表第一表中 第二条第一項亦中 附 則 ( \_) 神経磁気診断装置による中枢神経機能異常の診断 養費 (一日につき) 定療養費(一回につき) 一八 日を超える入院に関する特定療 二〇〇床以上の病院における再診の特 回につき 四八、八〇〇円. 、二七一 八 〇 及び を ( 一八 日を超える入院に関する特定療) ( 二〇〇床以上の病院における再診の特) 体幹部病巣に対する直線加速器による定位放射線治療 定療養費 (一回につき) 養費 (一日につき) 回につき 六六〇、〇〇〇円 一、九〇〇 七六〇 を削る。 に改める。

この規程は、 平成十六年四月一日から施行する。